

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年8月10日

【発行者名】 インベスコ・ファンズ
(Invesco Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 ベルンハルト・ランゲル
(Director Bernhard Langer)
取締役 ルネ・マーストン
(Director Rene Marston)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、ユージーン・ル
パート通り 2 - 4 ベルティゴ・ビルディング - ポラリス
(Vertigo Building - Polaris, 2 - 4, rue Eugène Ruppert, L -
2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
インベスコ・ファンズ
- インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド
(Invesco Funds
- Invesco Balanced - Risk Allocation Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
インベスコ・ファンズ
- インベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド
- クラス(米ドルヘッジ) A (acc) 米ドル投資証券
上限見込額は 2 億 3,740 万米ドル (約 255 億 7,748 万円) である。
(注 1) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2020 年
6 月 30 日現在の株式会社三菱 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1
米ドル = 107.74 円および 1 ユーロ = 121.08 円) による。
(注 2) 上限見込額は、便宜上、ファンドのクラス(米ドルヘッジ) A (acc) 米ド
ル投資証券の 2020 年 6 月末日現在の 1 口当たり純資産価格 (23.74 米ドル)
に 1,000 万口を乗じて算出された金額である。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月31日に提出した有価証券届出書(2020年11月30日付、2021年3月8日付、2021年4月8日付および2021年4月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、ファンドの代行協会員および日本における販売会社であるUBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始するため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(10) 申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120-073-533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注)日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社^(注2)

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03-5293-3100

ホームページ・アドレス https://www.ubs-sumitrust.com/

(以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。)

(注1)日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(注2)UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、文脈上別異に解されない限り、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。また、本書における申込取扱場所は、上記の通り変更となる。以下同じ。

(12) 払込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー^(注)

(注)2021年5月2日に、東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi Oneタワーに変更する予定である。

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

(注)本書における払込取扱場所は上記の通り変更となる。以下同じ。

(13) 引受け等の概要

<訂正前>

UBS証券は、管理会社との間の日本における投資証券の販売および買戻しに関する2018年11月28日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

(後略)

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTは、管理会社との間の日本における投資証券の販売および買戻しに関する契約に基づき投資証券の募集を行う(注)。

(注)同契約は、当初、UBS証券と管理会社との間で2018年11月28日付で締結され、その後、同契約上のUBS証券の地位は、UBS証券、投資運用会社およびUBS SuMi TRUSTとの間の2020年11月27日付承継契約に基づきUBS SuMi TRUSTに移転した。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(3) 外国投資法人の仕組み

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2018年11月28日付で管理会社との間で代行協会員契約(注6)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2018年11月28日付で管理会社との間で投資証券販売・買戻契約(注7)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(後略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	当初、2018年11月28日付でUBS証券と管理会社との間で代行協会員契約（注 ⁶ ）が締結され、その後、同契約上のUBS証券の地位は、UBS証券、管理会社およびUBS SuMi TRUSTとの間の2020年11月27日付承継契約に基づきUBS SuMi TRUSTに移転した。日本における代行協会員業務について規定している。 当初、2018年11月28日付でUBS証券と管理会社との間で投資証券販売・買戻契約（注 ⁷ ）が締結され、その後、同契約上のUBS証券の地位は、UBS証券、管理会社およびUBS SuMi TRUSTとの間の2020年11月27日付承継契約に基づきUBS SuMi TRUSTに移転した。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

() 日本における販売

< 訂正前 >

(前略)

日本における約定日は、日本における販売会社が当該申込注文の成立を確認した日であり、投資者は、約定日から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（UBS証券が投資家との間で別途取り決める場合を除く。）。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

日本における約定日は、日本における販売会社が当該申込注文の成立を確認した日であり、投資者は、約定日から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資家との間で別途取り決める場合を除く。）。

(後略)

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

代行協会員および日本における販売会社

a. 名称

U B S 証券株式会社

b. 資本金(株主資本)の額

2020年6月末日現在、321億円

c. 事業の内容

U B S 証券株式会社は日本における金融商品取引業者としての業務に従事する。

<訂正後>

(前略)

代行協会員および日本における販売会社

a. 名称

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

b. 資本金(株主資本)の額

2021年6月末日現在、5,000万円

c. 事業の内容

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は日本における金融商品取引業者としての業務に従事する。

(注) U B S 証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるU B S 証券株式会社にに関する記載は、文脈上別異に解されない限り、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

日本における 販売会社	<u>U B S 証券株式会社</u>
----------------	---------------------

・ U B S 証券は、スイスのユービーエス・エイ・ジーとの間の2016年3月24日付提携契約に沿って管理会社とU B S 証券との間で別途書面により合意される副販売会社報酬の支払いを受け、また、管理会社とU B S 証券との間で別途書面により合意される代行協会員報酬の支払いを受けます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本における 販売会社	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 () UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始します。
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は、スイスのユービーエス・エイ・ジーとの間の2016年3月24日付提携契約に沿って管理会社とUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との間で別途書面により合意される副販売会社報酬の支払いを受け、また、管理会社とUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との間で別途書面により合意される代行協会員報酬の支払いを受けます。

(後略)